

## 水道の引越し手続きの豆知識

### ① 引越しに伴う水道の手続き

引越しが決まったら「水道の使用中止」の手続きを行わなければなりません。  
また、引越し先が石垣市内であれば、引越し先の「水道の使用開始」の手続きも行わなければなりません。

### ② いつまでに行うのか。

水道の使用中止の手続きは、「引越しの1週間前」までに行えばありがたいですが、遅くとも3日前までに行いましょう。(土・日曜日・祝日は、受け付けておりませんのでご注意ください。)

### ② 水道の使用中止の手続き。

石垣市水道部に電話をおかけいただき、以下の必要な情報を伝えればOKです。

必要な情報

契約者氏名

現住所

水栓番号（検針票に記載）

ご使用中止希望日（引越し日時）

引越し先の住所・電話番号

### ③ 水道料金の支払方法（精算方法）

引越していくお部屋の水道料金は、退出時での指針を立ち会いのもと確認し計算して支払うこととなります。

#### ※ 現地で精算

引越し当日に水道部係員と現地で立ち会い、その場で水道メーターを確認・計算してそれまでの水道料金を現金で支払います。

### ④ 口座振替

水道料金が口座振替などの場合は、引越し先が同じ水道部の管轄内にある場合に限って、口座振替によって水道料金も支払える場合もありますので事前に確認してみましょう。

### ⑤ 水道の使用開始の手続き

料金等が発生しますので、直接、水道部へ起こしいただき手続きをしてください。

※ ご不明な点がございましたら下記へご連絡ください。

石垣市水道部総務課 電話 83-4043、83-4072